

2026 年 9 月 4 日 全 10 頁

実運用段階に入った国連管理型カーボנקレジットの利用可能性

供給制約と利用制度の要件を踏まえたクレジット活用の視点

金融調査部

主任研究員

依田 宏樹

[要約]

- 2026 年 2 月、パリ協定 6 条 4 項監督機関は、パリ協定クレジットメカニズム（PACM）初のクレジット（A6.4ER：6 条 4 項に基づく排出削減・除去量）の発行を承認した。PACM では、京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）に登録された活動のうち、一定の条件を満たすものを移行する措置がある。同年 6 月末には移行に必要なホスト国承認の期限も到来し、制度は実運用段階に入った。
- もっとも、A6.4ER の供給は当面限定的とみられる。CDM からの移行申請約 1,500 件中、移行承認済みは約 400 件、PACM 登録済みは 31 件にとどまる。新規活動についても事前検討通知が多数提出されているが、方法論の整備や登録には時間を要する。CDM からの移行活動も保守的な算定等の影響を受けるため、その件数や CDM 時の想定削減量をもって A6.4ER の発行・供給量を単純には見積もることは難しい。
- A6.4ER は、ホスト国が国際利用を承認した AER（承認済み A6.4ER）と、承認を伴わない MCU（緩和貢献ユニット）に分かれる。AER は他国の NDC（国が決定する貢献）達成等に用いられ、二重計上を防ぐため相当調整が適用される。MCU はホスト国の NDC に貢献するため、相当調整は適用されない。
- 企業が A6.4ER の利用・調達を検討する際には、国際利用に関するホスト国承認の有無や承認された用途、利用制度（GX-ETS、CORSIA 等）や基準（SBTi 等）の要件を確認する必要がある。また、必要な時期・量を調達できるかを判断する上で、A6.4ER の発行見通しも重要となる。

はじめに

2026 年 2 月、国連の監督機関はパリ協定クレジットメカニズム（PACM: Paris Agreement Crediting Mechanism）の下で初となるクレジットの発行を承認した¹。PACM は、パリ協定 6 条 4 項に基づき設けられた、国連の新たな信頼性の高いカーボンクレジット制度として位置づけられている。同制度には、京都議定書下のクリーン開発メカニズム²（CDM: Clean Development Mechanism）に登録された活動（クレジット発行の対象となる個別のプロジェクトやプログラム）のうち、一定の条件を満たすものについて、PACM への移行を認める経過措置が設けられている。同年 6 月末には、移行に必要なホスト国（活動の実施国）による承認期限も到来し、承認を得た活動については引き続き移行手続が進められている。こうした制度運用の進展により、PACM は実運用段階に入ったといえる。

パリ協定 6 条は、各国が気候関連目標の達成に向けて自主的に協力する枠組みである。これにより、気候変動への対応に向けた国際協力や開発途上国への資金支援が後押しされる。日本政府は、日本が主導する二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）で蓄積した経験を踏まえ、6 条 4 項のルール形成と 6 条全体の迅速な運用に貢献する方針を示している³。PACM の運用開始により、日本企業にとっても、JCM とは異なる国連管理型の枠組みに基づくクレジットが新たな選択肢となる可能性がある。本稿では、6 条 4 項の制度概要（1 章）および PACM の運用状況と供給見通し（2 章）を整理し、企業がクレジットの利用・調達や案件参画を検討する際の判断の観点と留意点を示す（3 章）。

1. パリ協定クレジットメカニズム（PACM）の制度概要

（1）6 条 4 項監督機関による制度運営

PACM は、パリ協定 6 条 4 項に基づく国連管理型のクレジット制度であり、パリ協定 6 条 4 項監督機関が共通のルールと手続の下で運営する。具体的には、方法論（排出削減・除去量の算定方法）の承認、活動の登録、指定運営機関（DOE）の認定、クレジット発行の承認等を同監督機関が所管する（図表 1）。DOE は、活動が要件を満たすかの審査（有効化審査）や、実施後の排出削減・除去量の検証・認証を担う独立の第三者機関である。一方、日本が主導する JCM は、パリ協定 6 条 2 項の協力的アプローチの一つであり、日本とパートナー国（ホスト国）の政府代表からなる合同委員会を通じて運営されている。

もともと、PACM においても、ホスト国は、自国内で実施される活動を承認するとともに、当

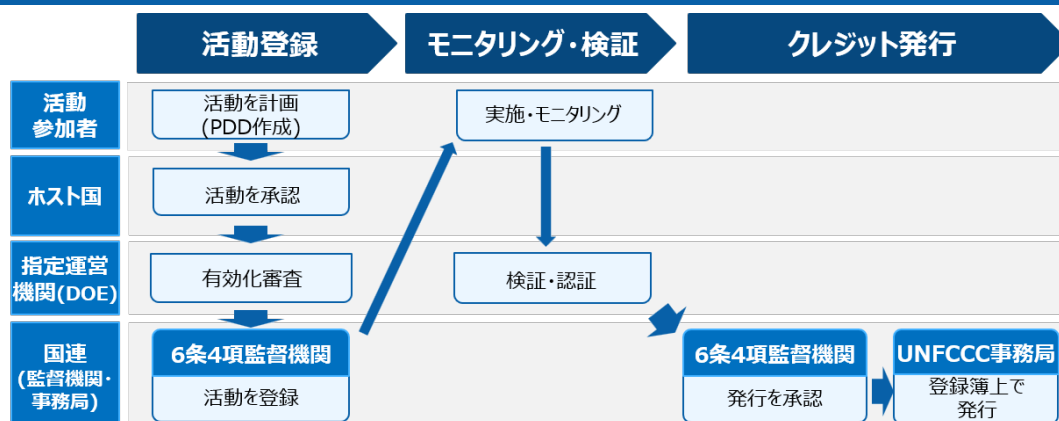
¹ United Nations Framework Convention on Climate Change, “[UN carbon market approves first-ever issuance of credits under the Paris Agreement](#)”, 26 February 2026

² 京都議定書 12 条に基づき、途上国で実施される排出削減プロジェクトからクレジット（CER: Certified Emission Reduction）を発行し、先進国が排出削減目標の達成に利用できる制度。United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [The Clean Development Mechanism](#)（最終閲覧日：2026 年 9 月 3 日）

³ 環境省「[第 21 回パリ協定 6 条 4 項監督機関会合に参加しました](#)」（2026 年 6 月 12 日）

該活動から発行されるクレジットについて、国際利用を承認するかを別途判断する役割を担う。CDM から PACM への移行についても、一定の条件を満たす活動について、ホスト国による移行承認を経た上で、PACM の手続に従って進められる。

図表 1 パリ協定 6 条 4 項におけるクレジット発行までのプロセス



（注 1）本図表は、PACM の新規活動を対象とする。CDM からの移行活動には、別途の移行手続が適用される。
 （注 2）ホスト国は、活動の承認とは別に、当該活動に基づき発行されるクレジットの国際利用を承認するか判断する（図示せず）。
 （注 3）PDD は Project Design Document（プロジェクト設計書）、UNFCCC は United Nations Framework Convention on Climate Change（国連気候変動枠組条約）の略。
 （出所）United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Accreditation, Registration, Issuance](#)（最終閲覧日：2026 年 8 月 26 日）等より大和総研作成

（2）発行されるクレジットの区分と利用可能性

PACM の下で発行されるクレジットは、A6.4ER（Article 6.4 Emission Reduction）と呼ばれる。A6.4ER は、ホスト国が他国の NDC（Nationally Determined Contribution、国が決定した貢献）達成やその他の国際的な緩和目的（OIMP: Other International Mitigation Purposes）への国際利用を承認した AER（Authorized A6.4ER、承認済み A6.4ER）と、当該承認を伴わない MCU（Mitigation Contribution Unit、緩和貢献ユニット）に分かれる（図表 2）。

図表 2 国際利用の承認による発行クレジット（A6.4ER）の区分

	AER（承認済みA6.4ER）	MCU（緩和貢献ユニット）
国際利用の承認	✓ あり	✓ なし
相当調整	✓ あり	✓ なし
利用可能な目的・位置づけ	✓ 他国のNDC達成、その他の国際的な緩和目的（OIMP）に利用可能	✓ ホスト国のNDCに貢献。他国のNDC達成には利用不可 ✓ 気候資金、国内の環境・脱炭素施策等を支援

（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Registry](#)（最終閲覧日：2026 年 8 月 4 日）等より大和総研作成

AER は、ホスト国の承認を経て国外へ移転され、その移転に当たっては 6 条 2 項（協力的アプローチ）の計上・報告ルールが適用される。すなわち、国際的に移転される緩和成果（ITMOs: Internationally Transferred Mitigation Outcomes）として扱われ、同一の削減・除去量の二重計上を避けるため、相当調整⁴が適用される。一方、MCU は国外へ移転されず、ホスト国自身の NDC 達成に用いられるため、相当調整は行われない。他国の NDC 達成には利用できないが、ホスト国の排出削減・除去への資金を呼び込む気候資金や、国内の環境・脱炭素施策を支援する用途が想定されている。このように、A6. 4ER は、ホスト国が国際利用を承認するかどうかにより、相当調整の有無と利用可能な目的が分かれる。

さらに、発行量の全てが取引・利用の対象となるわけではない。A6. 4ER の発行時には、その 2%以上が世界全体の排出削減（OMGE: Overall Mitigation in Global Emissions）に充てるため取り消され（取消口座に移され、以後利用できなくなる）、5%が適応基金（気候変動の影響に脆弱な開発途上国の適応事業を支援する基金）への拠出として控除される⁵。これらは、クレジットの信頼性の確保と開発途上国の適応支援を目的とする制度上の措置であり、企業が取得・利用できるのは、発行量から取り消し・控除分を除いた部分となる。

2. PACM の運用状況と供給見通し

（１）保守的な算定が発行量に与える影響

2026 年 2 月に初回発行が承認されたミャンマーの改良型調理用コンロ普及事業では、より保守的な算定により、承認されたクレジット発行量が、CDM の算定を適用した場合の発行量に比べて約 40%少なくなった⁶。主因は、薪等の使用量のうち森林の再生を超えて伐採される部分の割合（非再生可能バイオマス比率）が、従来より小さい最新の値に見直されたことである。この割合が小さいほど、クレジットとして認められる排出削減量も小さくなる。こうした減少が全ての移行活動に生じるわけではないが、CDM 時の想定削減量をそのまま PACM での発行量とみなせないことを示している。

また、このミャンマー案件で発行が承認されたクレジットは、韓国が自国の NDC 達成に用いる部分と、ホスト国であるミャンマーが自国の NDC 達成に用いる部分に分けられた。このように、発行量の全てが海外移転・利用に充てられるわけではなく、その範囲はホスト国による承認の内容によって決まる。

⁴ 国際移転した緩和成果について、NDC の対象となる排出・吸収量を基に、移転元国は移転量を加算し、取得国は NDC 達成に使用した量を減算する調整。

⁵ United Nations Framework Convention on Climate Change, “Decision 3/CMA.3: Rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement”, Annex, in Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on its third session, Glasgow, 2021/10/31-2021/11/13, pp.37-38

⁶ 前掲の脚注 1 参照。

(2) 手続段階での進捗とホスト国側の要因

次に、CDM からの移行活動全体でみると、移行申請は 1,512 件に上ったが、期限⁷までにホスト国の移行承認を得た活動は 3 割弱の 418 件にとどまった（図表 3）。その後、PACM への登録を完了した活動は 31 件、クレジット発行の承認に至った活動は前述のミャンマー案件を含め 2 件である（2026 年 8 月 3 日時点）。

図表 3 CDM 移行活動の PACM における段階別の状況

段階	件数			想定年間削減量		
	(件)	前段階比	構成比	(万トン)	前段階比	構成比
移行申請	1,512	-	100.0%	31,509	-	100.0%
ホスト国の移行承認	418	27.6%	27.6%	15,610	49.5%	49.5%
登録完了	31	7.4%	2.1%	3,751	24.0%	11.9%
発行承認（活動数）	2	6.5%	0.1%	-	-	-

（注 1）想定年間削減量は、CDM 登録時の設計文書に記載された、登録後最初のクレジット期間における年間想定値。クレジット期間の更新時に、推定削減量等が更新されている場合がある。移行申請 1,512 件のうち、当該値の記載がない 2 件は集計から除外した。

（注 2）件数は、移行申請・承認が期限後の確定値、登録完了・発行承認が最終閲覧日時点。

（注 3）移行承認済み 418 件のうち約 9 割は追加書類の提出待ちで、多くは登録に向けた手続の途上にある。

（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [List of CDM activities in transition](#)（最終閲覧日：2026 年 8 月 3 日）より大和総研作成

移行承認済み活動は CDM 由来 A6.4ER の供給候補となるが、PACM への登録には追加書類の提出や、移行ルールへの適合確認が必要で、期限内にこれらを満たせるかが今後の供給を左右する。登録に至ったのは承認済み活動の約 7%にとどまり、その全てがクレジット発行に至るとは限らない。一方、CDM 登録時の想定年間削減量でみると、承認済み活動は申請全体の 49.5%、登録済み活動は 11.9%を占め、いずれも、件数でみた割合（承認済み 27.6%、登録済み 2.1%）を上回る。現時点では、承認・登録に進んだ活動には、想定削減量の大きい活動が比較的多く含まれている。

移行申請のうち承認に至らなかった 1,094 件の約 9 割は中国とインドの活動であり（図表 4 左）、両国だけで申請件数の 65%、想定年間削減量の 46%を占める。中国はホスト国としての参加要件を期限までに満たさず、インドは参加要件を満たしたものの、移行申請された個別活動を承認しなかった。両国の対応については、NDC 達成や国内炭素市場との関係を慎重に検討した可能性が指摘されている⁸。一方、両国の活動が移行対象から外れたことを、追加性（クレジットがなければ実現しなかった削減）への懸念がある旧来の活動に由来するクレジットの

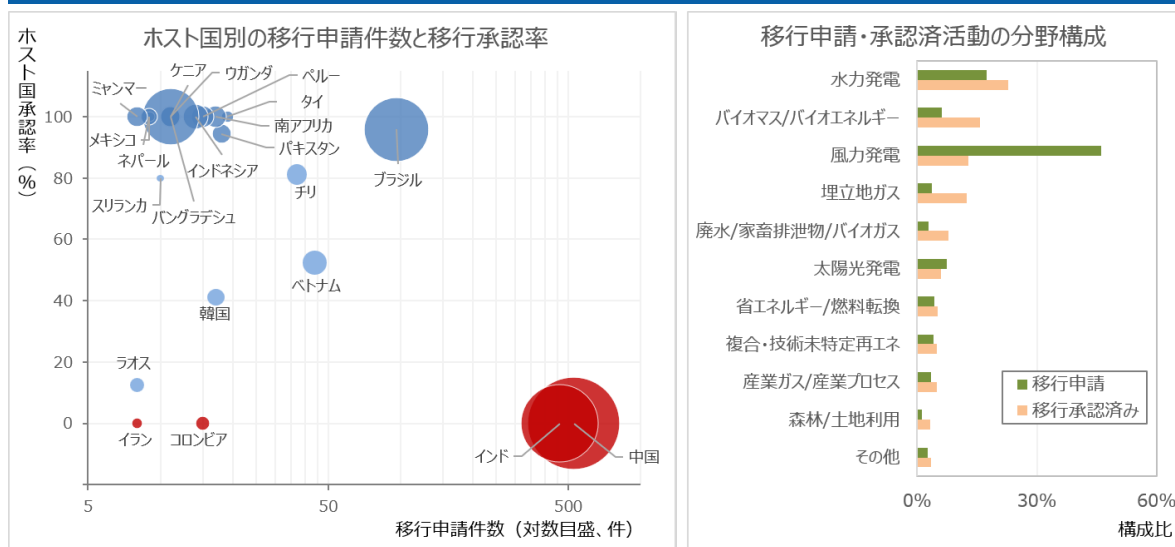
⁷ CDM から PACM への移行申請は、2023 年 6 月 30 日に受付が開始され、同年 12 月 31 日までにを行う必要があった。ホスト国による移行承認期限は 2026 年 6 月 30 日である。一方、2013 年 1 月 1 日以降に登録された活動に由来する一定の CER については、6 条 4 項メカニズム登録簿への移管期限が 2026 年 12 月 31 日とされている。

⁸ Veethika Jain, “[Host country approvals narrow PACM pipeline as backlog and methodology rollout weigh on supply](#)”, Fastmarkets, 9 July 2026

供給を抑え、市場の信頼性を高めるとの観点から肯定的に評価する見方もある⁹。

中国・インドのCDM活動がPACMに移行しなかった結果、移行承認済み活動のホスト国別および分野別の構成は、移行申請段階から変化した。分野別では、両国に多かった風力発電の比重が低下し、水力・バイオマス・埋立地ガス等に分散した（図表4右）。ホスト国別では、ブラジルが92件で最大となった。なお、現時点の登録済み活動は、改良型調理用コンロ等の3分野と、バングラデシュ等の3か国である。ただし、承認済み活動の登録が進めば、分野・ホスト国の構成も変化する可能性がある。

図表4 CDM 移行活動のホスト国別承認状況と分野構成



(注1) 左図のバブルの大きさは、各移行申請活動について、移行の条件である2021年1月1日時点で有効だったクレジット期間の年間想定削減量（設計文書記載の事前推計値）を、ホスト国別に合計したもの。同一座標に重なるバブルは、バングラデシュ、ケニア、ウガンダの順、メキシコ、ネパールの順に大きい。

(注2) 左図の赤色は、移行承認が確認されない国。移行承認率は、各国の移行申請件数に占める、ホスト国による移行承認日が記載された件数の割合。移行申請件数が8件以上のホスト国のみを掲載し、複数国が共同でホスト国となる活動20件は除外した。

(注3) 右図は、移行申請1,512件と移行承認済み418件の活動数に基づく分野別構成。活動名および適用方法論等に基づき、筆者が各活動を分類した。その他は、運輸、その他再生エネ、廃棄物処理等を含む。

(出所) United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [List of CDM activities in transition](https://unfccc.int/activities)（最終閲覧日：2026年8月3日）より大和総研作成

(3) 当面の供給見通し

CDMからの移行活動は、分野やホスト国の広がりは見込めるものの、発行量の減少や登録・発行に至る手続上の制約により、移行の申請や承認の件数がそのまま実際の供給につながるわけではない。他方、A6.4ERはCDMからの移行活動だけでなく、PACM独自の新規活動からも供給

⁹ Matteo Civillini, “Most ‘zombie credits’ locked out of new UN carbon market after China and India snub” Climate Home News, 17 July 2026

される。活動参加者から事前検討通知が提出された新規活動は 1,168 件に上り¹⁰、PACM の活用を目指す動きは広がっている。ただし、承認済みの方法論は、埋立地ガス、硝酸製造における N₂O 削減、系統接続型再エネ発電の 3 件にとどまり¹¹、多くの分野で方法論の整備が途上にある。供給の広がりには、こうした方法論の拡充と手続の進展に依存する。このため、制度は実運用段階に入ったものの、企業が必要とする時期に、必要な種類と量のクレジットを確保できるかには、なお不確実性が残る。

3. 企業による PACM の活用と留意点

ここまでみた通り、PACM は実運用段階に入ったものの、供給時期や量にはなお制約があり、A6.4ER の利用可能性はホスト国承認や利用制度の要件に左右される。以下では、企業がクレジットの利用・調達や海外の排出削減・除去案件への参画を検討する際の留意点を、目的別に整理する。その際、日本企業にとって既存の選択肢である JCM についても、必要に応じて PACM との違いを示す。

(1) 制度対応での留意点

国内制度でクレジットを用いる主要な場面は、2026 年度から本格稼働した排出量取引制度 (GX-ETS) である。対象企業は、CO₂ 排出量が割当量を上回る場合、不足分を排出枠またはクレジットで調達し、義務を履行することが求められる。使用可能なクレジットは、J-クレジットと JCM クレジットであり、各年度の実排出量の 10% を上限とする利用制限が設けられている¹²。現行ルールでは A6.4ER は対象外であり、GX-ETS の義務履行には利用できない (図表 5①)。

一方、国際的な制度では、今後まとまったクレジット需要が見込まれる¹³国際航空のためのカーボンオフセット・削減制度 (CORSIA¹⁴) が A6.4ER の主要な需要先として注目されている。CORSIA では、国際民間航空機関 (ICAO) 理事会が承認したプログラムから発行され、対象期間や二重計上回避などの要件を満たすクレジット (CORSIA 適格排出ユニット) が利用できる。PACM については ICAO の技術諮問機関による検討が進められており、A6.4ER の利用には、ICAO

¹⁰ 事前検討通知 (Prior Consideration Notification) は、PACM への登録を目指す活動について、制度活用の意思を事務局へ通知する初期段階の手続である。そのすべてが登録・発行に至ることを示すものではない。

(出所) United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Prior consideration notifications](#) (最終閲覧日: 2026 年 8 月 12 日)

¹¹ United Nations Framework Convention on Climate Change 公式サイト [Methodologies](#) (最終閲覧日: 2026 年 8 月 12 日)

¹² 経済産業省「[産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理](#)」(2025 年 12 月 19 日)、p. 18

¹³ 国際航空運送協会 (IATA) は、CORSIA 第 1 フェーズ全体の CORSIA 適格排出ユニットの需要を 1 億 7,000 万 ~ 2 億 3,600 万ユニットと見込んでいる。International Air Transport Association, “[Fact Sheet: CORSIA](#)”, June 2026

¹⁴ Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation の略。国際線を運航する航空会社に対し、一定の基準を超える CO₂ 排出量の増加分を、CORSIA 適格排出ユニットの購入・償却によりオフセットするよう義務づける、ICAO 主導の国際制度。航空会社を購入義務がある一方、適格ユニットの供給にはホスト国の承認が必要であり、承認するかは各国の判断に委ねられる。

理事会による CORSIA 適格プログラムとしての承認が必要となる¹⁵。現時点で、第 1 フェーズ（2024～26 年）の承認済みプログラムに PACM は含まれていない¹⁶。将来、利用が認められた場合、対象となるフェーズやビンテージ（クレジット発生期間）、ホスト国が CORSIA 利用を承認し相当調整が適用された AER であることなどを確認する必要がある（図表 5②）。

図表 5 企業の活用場面別にみた PACM と JCM の比較

活用場面	PACM (A6.4ER)	JCM (JCMクレジット)	企業が利用・調達時に確認すべき事項
①国内制度への対応 (GX-ETS)	✓ 現行ルールでは対象外	✓ 現行ルールで利用可 (上限：実排出量の10%)	✓ 利用できるクレジットの種類 ✓ 利用上限
②国際制度への対応 (CORSIA)	✓ 第1フェーズの利用対象には含まれていない ✓ ICAO側で取扱いを検討中	✓ 第1フェーズの利用対象には含まれていない	✓ ICAOによるプログラム承認・対象期間 ✓ ホスト国によるCORSIA利用承認
③自主的な利用	✓ いずれも、利用目的・適用する基準により利用可否・条件が異なる		✓ 利用目的と主張内容 ✓ 適用する基準が定めるクレジットの種類・利用要件 ✓ ホスト国承認・相当調整の要否
④調達・案件参画	✓ 供給は当面限定的 ✓ JCMパートナー国以外も対象となり得る	✓ 案件登録・発行の実績あり ✓ 対象はJCMパートナー国	✓ 必要な時期・量の取得見通し ✓ 対象国・活動に必要な政府承認の状況

(注 1) 他国の NDC 達成や OIMP に用いる場合、ホスト国の承認とそれに伴う相当調整を要する。

(注 2) CORSIA の取扱いは 2026 年 4 月時点。JCM については、日本・モンゴル間の JCM がパイロットフェーズで条件付き適格とされているが、第 1 フェーズの利用対象には含まれていない。

(出所) International Civil Aviation Organization, “[CORSIA Eligible Emissions Units, Informal Summary Table](#)”, April 2026、その他本文記載の各種資料より大和総研作成

(2) 自主的な利用での留意点

企業が A6.4ER を自主的に用いる用途としては、自社やバリューチェーンの排出のオフセットのほか、その排出削減に上乗せして行う気候貢献や、ネットゼロ目標年以降も残る排出（残余排出）の中和などがある。もっとも、どの用途に用いることができ、どのような主張を行えるかは、企業が参照する基準によって異なり、ホスト国の承認の有無（承認を伴う AER か伴わない MCU か）が影響することもある。

例えば、多くの企業が参照する SBTi¹⁷の企業ネットゼロ基準は、クレジットを削減目標の進捗には算入せず、削減目標とは別に、OER (Ongoing Emissions Responsibility、継続的な排出

¹⁵ パリ協定 6 条 4 項監督機関は、ICAO の技術諮問機関からの要請を受け、2025 年 9 月に PACM の制度・手続に関する情報を提出した。同監督機関は、PACM が国連機関によって設置されたメカニズムであることから、今回の情報提供は、クレジットプログラムによる申請には当たらないとの認識を示している。2026 年 5 月には、ICAO 側に検討状況の更新を求めた。（出所）United Nations Framework Convention on Climate Change, “[Information to ICAO on the Paris Agreement Crediting Mechanism process and procedures](#)”, 22 September 2025; “[Information to ICAO on the Article 6.4 Mechanism \(hereafter Paris Agreement Crediting Mechanism\) process and procedures](#)”, 21 May 2026

¹⁶ International Civil Aviation Organization, “[CORSIA Eligible Emissions Units](#)”, April 2026, pp. 12-21

¹⁷ SBTi (Science Based Targets initiative) は、企業による 1.5℃目標と整合した科学的根拠に基づく GHG 削減目標の設定を促し、そのための基準等を策定する国際イニシアチブ。

責任) 認定プログラムにおける気候貢献や、残余排出の中和に用いるものとしている¹⁸。OERにおける気候貢献として A6. 4ER を用いる場合は、追加性や第三者保証等の要件を満たし、目標の進捗とは区別して報告する必要がある。一方、残余排出の中和に用いる場合は、炭素除去型であることに加え、貯留期間等の要件を満たす必要がある。SBTi は、可能な場合には、ホスト国の NDC と重複して計上されない除去を推奨しており、この点では相当調整を伴う AER が選択肢となる (図表 5③)。

(3) 調達・案件参画での留意点

クレジットの調達や案件への参画に当たっては、想定する利用目的に加え、発行時期・量や国際利用に必要なホスト国承認について、現時点の状況と今後の見通しを確認する必要がある。2. でみた通り、ホスト国承認や活動の登録、発行には時間を要し、必要な時期に必要な量を取得できるとは限らないためである (図表 5④)。

A6. 4ER の調達や PACM 案件への参画を検討する際には、日本が既に構築してきた二国間枠組みである JCM との使い分けも論点となる。(1) でみた通り、現行の GX-ETS では JCM クレジットが利用対象であるため、GX-ETS での利用を目的とする場合には、JCM が選択肢となる。一方、JCM パートナー国 (32 か国、2026 年 4 月時点¹⁹) 以外で案件への参画を検討する場合には、当該国が PACM の参加要件を満たしているか、対象活動の承認が見込めるかを踏まえ、PACM の活用を検討することになる。CORSIA 等の国際利用を見据える場合には、PACM・JCM のいずれにおいても、利用を想定する制度における適格性、ホスト国承認の状況、必要なクレジットを取得できる時期や量を確認する必要がある。このように、GX-ETS や CORSIA 等の制度対応、自主的な利用、国外案件への参画といった目的・場面に応じて、取得するクレジットや参画する枠組み・案件を判断する必要がある。

おわりに

PACM の運用開始により、国連管理型のカーボンクレジットは、企業にとって検討可能な選択肢となった。もっとも、制度が実運用に入っても、企業が必要な時期に必要な量のクレジットを確保できるとは限らない。供給時期や量には不確実性が残り、発行済みの A6. 4ER であっても、ホスト国承認や利用制度の要件によって利用範囲は左右される。

そのため、企業は A6. 4ER の発行状況だけでなく、制度対応、自主的な利用、調達・案件参画といった利用目的に照らして、必要な条件を確認することが重要となる。PACM と JCM の使い分

¹⁸ 改訂版は 2027 年 2 月 1 日に発効する。ここでの気候貢献は、検証済みの緩和 (バリューチェーン外の排出削減、大気中からの炭素除去・貯留等) や、その他の気候対策 (低炭素技術の研究開発、適応・レジリエンスへの対応等) を支援するものである。Science Based Targets initiative, “[Corporate Net-Zero Standard Version 2.0](#)”, June 2026

¹⁹ 外務省「[二国間クレジット制度](#)」(2026 年 4 月 9 日)

けもその一環であり、方法論の拡充、供給見通し、利用制度での取扱いなど、今後の進展を継続的に確認していく必要がある。

-以上-